

朝来市農業委員会「農地利用最適化推進委員」募集要項

令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となる農地利用最適化推進委員を募集します。

1 募集人数

13 人（区域ごとの募集人数は別紙のとおりです。）

2 任期

農業委員会が委嘱した日（令和 8 年 7 月 20 日以降）から令和 11 年 7 月 19 日まで

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 朝来市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

4 職務内容

- (1) 担当する区域内において、農地利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に伴う現場活動（調査・指導等）
- (2) 地域計画の推進
- (3) 各種研修会への参加等

※毎月開催の総会へ出席して意見を述べるができます。また、農業委員や他区域の推進委員と共同して業務にあたる場合があります。

5 身分

朝来市の特別職の非常勤職員

6 報酬（年額） ※参考令和 7 年度

226,000 円

7 推薦及び応募に係る手続等

推薦申込書又は応募申込書に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により、朝

来市農業委員会まで御提出ください。なお、提出書類は返却しませんので御了承ください。

(1) 推薦及び応募申込書

個人又は法人・団体が推薦する場合 【様式第 1 号】農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書
応募する場合 【様式第 2 号】農地利用最適化推進委員候補者応募申込書

(2) 様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、下記ホームページからもダウンロードできます。

窓口	所在地	電話番号
朝来市農業委員会事務局	〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213-1	079-672-2833
生野支所	〒679-3392 朝来市生野町口銀谷 791-1	079-679-2240
和田山地域振興課	〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213-1	079-672-6137
山東支所	〒669-5192 朝来市山東町楽音寺 95	079-676-2080
朝来支所	〒679-3431 朝来市新井 73-1	079-677-1165

《朝来市ホームページ》 <http://www.city.asago.hyogo.jp>

8 推薦・募集期間

令和 7 年 11 月 14 日（金）から令和 7 年 12 月 15 日（月）まで【必着】

※ 持参される場合は、市役所開庁日の午前 8 時 45 分から午後 4 時 45 分までに御提出ください。

※ 郵送される場合は、令和 7 年 12 月 15 日（月）必着で投函してください。

※ 電子メール及び FAX による提出は受け付けません。

※ 書類の提出期間は延長する場合があります。この場合は、受付期間最終日以降に朝来市のホームページ等により公表します。

9 選考方法

朝来市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

結果については、朝来市のホームページ等により公表し、申込者全員に文書で通知します。

10 推薦・募集に応じた者の公表

受付期間の中間及び期間終了後に、朝来市のホームページ等で、提出のあった推

薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦又は応募する区域
- (2) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦者（法人又は団体）の名称、活動目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (4) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦者が推薦者を受けた者について朝来市農業委員に推薦したか否かの別、又は応募者が朝来市農業委員の募集に応募しているか否かの別

11 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒669-5292

朝来市和田山町東谷 213-1

朝来市農業委員会事務局（朝来市役所本庁舎 西館 2 階）

電話 079-672-2833（直通）

別紙

区域名	区域の詳細	募集人数
生野区域	生野1区、生野2区、生野3区、生野4区、生野5区、生野6区、生野新町、奥銀谷、小野、生野緑ヶ丘、竹原野、上生野、黒川、猪野々、白口、円山、小田和、菖蒲沢、北真弓、南真弓、川尻、栃原	1人
和田山第1区域	林垣、緑ヶ丘、秋葉台1区、秋葉台2区、秋葉台3区、秋葉台4区、寺内、万葉台、高生田、室尾、市場、和田、竹ノ内、内海、朝日	1人
和田山第2区域	寺谷、東谷、平野、土田、西土田、宮田、高瀬、法道寺、岡、芳賀野、宮内、高田	1人
和田山第3区域	和田山上町、和田山京口、和田山本町、和田山新町、枚田、市御堂、比治、法興寺、立ノ原、枚田岡、玉置、桑原、柳原、駅北、駅前	1人
和田山第4区域	白井、宮、久田和、東和田、中、野村、岡田、弥生が丘1区、弥生が丘2区	1人
和田山第5区域	竹田下町、米屋町、観音町、竹田中町、竹田上町、竹田新町、殿町、旭町、東町、栄町、安井、殿、三波、藤和、久留引、加都、筒江、久世田、城南台	1人
山東第1区域	滝田、大垣、矢名瀬下町、矢名瀬中町、川原町、上ゲ町、末歳、新堂、大内、塩田、野間、田ノ口、金浦	1人
山東第2区域	諏訪、大月、向大道、楽音寺、清水町、小谷	1人
山東第3区域	田中、西地、西谷、比叡、東、柴、一品、上早田、早田、和賀	1人
山東第4区域	柊木、溝黒、山歳、喜多垣、迫間、与布土、森、三保、越田、柿坪	1人
朝来第1区域	物部、桑市、上八代、立脇、愛タウン、多々良木、石田、伊由市場、澤、山内、納座、川上、	1人
朝来第2区域	立野、新井1区、新井2区、新井3区、山口、元津、上岩津	1人
朝来第3区域	山本、土肥、老波、佐中、平野、神子畑、八代、羽渕、口田路、中田路、奥田路	1人